主

原判決を左のとおり変更する。

控訴人は被控訴人aに対し金九万円、被控訴人bに対し金五万円、及びこれに対する昭和三三年一〇月三日以降各完済に至るまで年五分の割合による各金員を支払え。

被控訴人等のその余の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審を通し、被控訴人aと控訴人との間に生じた部分は控訴人の負担とし、被控訴人bと控訴人との間に生じた部分はこれを二分し、その一を被控訴人bの、その一を控訴人の、各負担とする。

の一を被控訴人bの、その一を控訴人の、各負担とする。 この判決は主文第二項に限り、被控訴人aにおいて金三〇、〇〇〇円、 被控訴人bにおいて金一五、〇〇〇円の各担保を供するときは、夫々仮に執行する ことができる。

事 実

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人等の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人等の負担とする。」との判決を求め、被控訴人a代理人は、「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張及び証拠の提出援用認否は、

被控訴人a代理人において、予備的請求原因の補充として、「被控訴人aは、昭和三二年一二月末頃cに対し金一〇万円を貸付けた上本件手形一通を取得したのであるが、同人から利息として金一万円の支払を受けているので、結局dの手形偽造行為により金九万円の実害を被つたものである。

と述べ.

控訴代理人において、「dは、昭整三一年末から昭和三二年五月二日頃まで控訴会社の手形係として、手形作成準備業務(控訴会社備付の手形用紙に振出人、満期を除く他の手形要件を記入する業務)に従事していたのであるが、昭和三二年五月三日以降は右手形係を免ぜられ、専ら帳簿付けや控訴会社代表者の使者として手形を銀行に持参する程度の職務に従事していたに過ぎない。従つて本件手形偽造当時同人は既に手形係を免ぜられており、手形作成に関する業務には一切関与していないつたものであり、しかも会社の手形用紙を使用することなく。が持参した手形用紙を用いた上、会社代表者保管の印章を盗捺して偽造したのであるから、dの性質上、本件手形偽造行為は、dの当時の業務そのものでなく、且つその業務の性質上通常行われ難く、控訴会社の業務の執行とは何等関係のない為である。な、被控訴人aとcとの間に金九万円の授受のあつた事実は認める」

と述べ、

被控訴人a代理人において、当審における証人e、同d(第二回)の各証言を援用し、控訴代理人において当審における証人d(第一回)同cの各証言、控訴会社代表者訊問の結果を援用したほか、

原判決事実摘示と同一であるから、これを引用する。

里 由

第一、 先ず被控訴人等の本位的請求(手形金請求)について判断する。振出人名下の印影の真正について争のない甲第一号証の一、二、成立に争のない乙第一号証の一、二、原審における証人 d、同 c、同 e の各証言、控訴会社代表者訊問の結果(第一、二回)、当審における証人 d(第一、二回)、同 e、同 c の各証言によると、被控訴人等が現に所持する本件手形二通(甲第一号証の一、二)は、控訴会社社員 d が、後記認定の経過を以て控訴会社代表者印を盗捺して作成偽造したものであり、控訴会社代表者の意思に基づいて振出されたものではないことが認められ、右認定を覆えすべき証拠もないから、振出名義人たる控訴会社に対する本件手形金請求は、その余の判断を経るまでもなく失当である。

第二、 そこで被控訴人等の予備的請求(民法第七一五条に基づく損害賠償請求)について判断する。

(A) 先ず、dが昭和三二年当時控訴会社の被用者であつたことは、当事者間に争がなく、前掲証拠(但し乙第一号証の一中後記認定に反する部分を除く)及び原審における証人fの証言、検証の結果、当審における控訴会社代表者訊問の結果を綜合すると、左の事実を認めることができる。

(一) dは昭和三〇年一〇月頃控訴会社に雇用され、当初は会社の会計係中の記帳係を担当していたが、昭和三一年末頃からは手形割引等についての銀行との交渉や、後記の如き手形係として会社振出手形の作成準備業務を担当する様になった。

- (二) 当時控訴会社において正規の手形が振出される手順は、先ず営業係から会計係の手形係(昭和三一年末以降はdが担当)に手形発行依頼の伝票が届けられると、手形係はこれに基づいて、会社代表者から交付を受けている手形用紙に、満期と振出人欄を除いた部分の手形要件を記入し、これを会社代表者の手許に差出し、代表者か自ら満期を決定し、振出人欄に控訴会社名及び代表者名の記名印(ゴム印)並びに会社角印を押捺し、その名下に代表者印を押捺した上これを手形係に交付し、手形係は右手形に満期を記入し取扱者たる手形係の割印を押捺し、手形支払台帳に記入して支払先等へ交付していた。
- (三) 右会社名及び代表者名の記名印や代表者印は、会社代表者において直接保管に当り、夜間及び休日は代表者が会社の金庫に収納してその鍵を自ら保管し、会社の執務時間中は代表者の机の上の印箱(別紙図面印箱の位置)に入れて使用していた。
- (四) dは昭和三一年末以降会計係中の手形係として別紙図面「A」の机で執務していたが、昭和三二年五月初頃無断欠勤をしたため会社代表者から従来の手形係を免ぜられ、別紙図面「B」の机で執務することとなり、その後はeがdに替つて手形係を担当し、同人が別紙図面「A」の机で前記のとおりの手形作成準備業務を行う様になつた。(乙第一号証の一によれば、dは別件訴訟において、昭和三二年一二月頃まで手形係を担当していた旨供述しているが、右は前掲証拠に照して措信ずることが出きない)
- (五) dは昭和三二年五月以降手形係を免ぜられたものの、依然会計係の事務を担当し、会社の総勘定元帳、補助簿等の帳簿記入や、予め会社代表者が銀行と折衝して割引を決定していた手形を、代表者の使者として銀行に持参する等の職務に従事していた。
- (六) これより先昭和三二年二月頃、dはかねて知合のcから、同人の父gの金融をはかるために、控訴会社振出名義の約束手形の無断振出の依頼を受け、昭和三二年二月頃から昭和三三年一月初頃までに至る間約一〇回にわたり、cから市販の約束手形用紙の交付を受け、執務時間中に会社代表者が机を離れているすきを見計つて印箱の中から擅に印鑑を取出し、右手形用紙の振出人欄に控訴会社名及び代表者名の記名印、会社角印を押捺し、その名下に会社代表者印を勝手に押捺し、(cから交付を受けた手形用紙は、白紙のものと手形要件が既に記載されているものとがあつた)、これをcに交付する方法を反覆して、右期間内に合計約六、七十枚の控訴会社振出名義の約束手形の作成偽造を遂げた。
- (七) 被控訴人等の所持する各金額一〇万円の本件約束手形二通(甲第一号証の一、二)は、右反覆偽造にかかる分のうちの二枚であるところ、これが現実に何時作成されたかは必ずしも審らかではないが、右各手形には「e」なる割印があること(但し当審証人e、同cの各証言によると右割印はcが偽造したものと認められる)から考えると、手形振出日付である昭和三二年一二月二五日(甲第一号証の一)及び同月一一日(同号証の二)頃に、夫々作成偽造がなされたものと推定される。
- 。 (八) cはその後、本件手形二通を真正なものの如く装つて、情を知らない被控訴人等に交付し、被控訴人等から夫々金員の交付を受けた。

以上の事実を認定することが出来、右認定を左右すべき証拠はない。

(B) そこで、控訴会社の被用者たるdか、昭和三二年一二月頃本件手形二通を作成偽造した行為が、民法第七一五条に所謂「事業ノ執行二付キ」なされたものであるか否かについて検討する。先ず前認定の事実によれば、dが本件手形を偽造したのは、専らcg父子の利益を図るためであつて、もとより控訴会社の利益を図る意図乃至会社の事業執行の主観的意図がなかつたことは明らかであるが、民法第七一五条に所謂「事業ノ執行二付キ」とは、被用者の職務執行行為そのものには該当しないが、その行為の外形から客観的に観察して、あたかも被用者の職務執行の当しないが、その行為の外形から客観的に観察して、あたかも被用者の職務執行の第四内に属するものと見られる場合をも包含するものと解すべきであるから、被用者によるdの前記主観的意図によって使用者責任を否定し得ないことは勿論である。(最高裁判所昭和三六年六月九日判決参照)

、次に、dの本件手形作成偽造行為が、控訴会社の被用者としての職務範囲内に属する行為であるか否かの点について考察する。前認定のとおり本件手形の偽造がなされた昭和三二年一二月当時においては、dは既に手形係を免ぜられ、会社諸帳簿の記載事務及び割引手形を銀行へ届ける業務等に従事していたものであるから、この点のみに着目すれば、dの本件手形作成行為は民法第七一五条の適用についても一応同人の職務範囲外に属するものと考えられないでもない。

そこでこれを本件についてみると、前認定のとおり、

(一) dは昭和三二年五月初まで会計係中の手形係として手形作成準備事務を現実に担当していたものであり、その後手形係を免ぜられたものの、依然同じく会計係として前認定の会計業務を担当執務し、机の位置も別紙図面「A」の机から隣の「B」の机に移動しただけで、手形作成事務から無関係となつたことにつき、単に事務分配の変更命令があつた以外には、客観的条件の随伴が甚だ不完全であること。

(二) 昭和三二年一二月当時、控訴会社では代表者を含む五名が約一〇畳の部屋で執務し、その机の配置は別紙図面のとおりであり、会社の会計事務(手形作成準備事務を含む)はdとeの両名だけで全部を担当し、右両名は机を並べて執務しており、両名の担当事務遂行施設上、顕著な遮断状態がなく、dがeの担当する手形作成準備事務を擅に行うことは容易な客観的条件であつたこと。

形作成準備事務を擅に行うことは容易な客観的条件であつたこと。 (三) dは昭和三二年一二月当時も、使者としてではあれ代表者の命をうけて割引手形を銀行に届ける業務を現実に担当して、会計係として手形を取扱う点において、手形作成と相当の関連性があつたこと。

(四) 本件手形の偽造は、dが手形作成事務担当の当時から始められた一連の 偽造行為の継続行為であり、これを遮断して継続を不能ならしめるに実効のある的 確な処置は執られていなかつたこと。

確な処置は執られていなかつたこと。 以上の諸事実に徴すると、昭和三二年一二月当時もなお会計係たるdにおいて、 控訴会社の手形作成準備行為を取扱い得ることが、その本来の職務との関連上、容 易な地位に在つたものと言うことができる。

してみると、dの本件手形作成偽造行為は、民法第七一五条の適用上使用者に帰責せしめるに相当な職務の範囲内に属していたと判定するに妨げなく、結局同条に所謂「事業ノ執行ニ付キ」なされたものと言わねばならない。

(C) 次に、損害の発生について検討する。

先ず、甲第一号証の一、二の存在、原審における証人 c、同 e、同 h の各証言、被控訴人両名本人訊問の結果、当審における証人 c の証言を綜合すると、c は、前認定のとおり d から本件手形二通の交付を受けたのち、昭和三二年一二月末頃、うち一通(甲第一号証の一)を真正なものとして被控訴人 a 方に持参し、同人から現金九万円の貸付交付を受け(現金九万円の授受があつたことは当事者間に争いがない)その支払のために右手形を父 g の名で裏書譲渡し、他の一通(甲第一号証の二)を真正なものとして被控訴人 b 方に持参し、同人から現金五万円の貸付交付を受け、その支払のために右手形を父 g の名で裏書譲渡したこと、以上の事実を認定することが出来、右認定を左右すべき証拠もない。

受け、その支払のために右手形を父gの名で裏書譲渡したこと、以上の事実を認定することが出来、右認定を左右すべき証拠もない。 右認定の事実によれば、本件手形が偽造であつたことにより、被控訴人等は控訴会社に対する手形債権を取得することが出来ず、結局その反対給付とみなし得る前記出捐金と同額、即ち被控訴人aは金九万円の、被控訴人bは金五万円の、各出捐金相当の損害を被つたものと言わねばならない。(被控訴人等が右金額以上の貸付出捐をなして損害を被つたことについてはこれを認定するに足る証拠がない。)

そして被控訴人等の右損害は、控訴会社の被用者たるdが、本件手形を将来流通に置かるべきことを認識しつつ偽造したことに因つて発生したものであるから、d

の行為と被控訴人等の被つた損害との間には相当因果関係がある。よつて控訴会社は、被用者たる d が同会社の事業の執行について、被控訴人等に加えた前記損害を 賠償すべき義務がある。

(D) そこで控訴人の抗弁事実について判断する。

(二) 次に控訴人は、控訴会社が「相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキ」に該当する旨主張するが、以上認定事実によれば、控訴会社が事業の執行につき相当の注意を怠つたことと、損害の発生との間に因果関係がなかつたとは言えないから、右主張もまた採用することが出来ない。

第三、結論

以上の理由により、被控訴人等の本位的請求たる手形金請求は失当として棄却すべく、予備的請求たる損害賠償請求は、被控訴人aにつき前記損害金九万円、被控訴人bにつき前記損害金五万円、及び右各損害発生の日の後である昭和三三年一〇月三日以降完済に至るまで右各金員に対する年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において正当であるからこれを認容し、その余は失当として棄却すべきである。

よつて原判決を変更し、訴訟費用の負担について民事訴訟法第九六条、第九二 条、第九三条を、仮執行宣言について同法第一九六条を適用の上、主文のとおり判 決する。

(裁判長裁判官 岡垣久晃 裁判官 宮川種一郎 裁判官 奥村正策) <記載内容は末尾1添付>